

はちのフリーローン（株式会社アコム保証分）

保証委託約款（株式会社アコム） 新旧対比表

（下線部：改定箇所）

改 定 前	改 定 後
<p>第5条（求償権の事前行使）</p> <p>1. 私について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、私は保証会社から通知、催促等がなくても保証会社が保証している金額について保証会社に対してあらかじめ求償権債務を負い、直ちに弁済するものとします。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p><u>(6) 相続の開始があったとき</u></p> <p><u>(7) 弁護士仲介または調停等の申立による債務整理の事実が発生したとき</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第7条（中止・解約）</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>2. 私が次の各号のいずれかに該当した場合は、<u>保証会社はこの保証を解約することができます。</u></p> <p><u>(1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力であることが判明した場合</u></p> <p><u>(2) 銀行もしくは保証会社との取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いたとき、もしくは風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行もしくは保証会社の信用毀損し、または銀行もしくは保証会社の業務を妨害したとき、その他これらに類するやむを得ない事由が生じた場合</u></p> <p>3. <u>第1項および前項</u>により保証会社から保証が中止または解約された場合は、直ちに主債務の弁済、その他必要な手続きを取るものとします。</p> <p>4. 私と銀行との間の契約が終了した場合は、私と保証会社との間の保証委託契約も当然に終了することとします。この場合、私は、保証会社が保証依頼書を私あてに返却しな</p>	<p>第5条（求償権の事前行使）</p> <p>1. 私について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、私は保証会社から通知、催促等がなくても保証会社が保証している金額について保証会社に対してあらかじめ求償権債務を負い、直ちに弁済するものとします。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p><u>(6) 弁護士仲介または調停等の申立による債務整理の事実が発生したとき</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第7条（中止・解約・終了）</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>2. <u>第1項</u>により保証会社から保証が中止または解約された場合は、直ちに主債務の弁済、その他必要な手続きを取るものとします。</p> <p>3. 私と銀行との間の契約が終了した場合は、私と保証会社との間の保証委託契約も当然に終了することとします。この場合、私は、保証会社が保証依頼書を私あてに返却しない取り扱い</p>

改 定 前	改 定 後
<p>い取り扱いをしたとしても異議ありません。</p> <p>第 8 条（報告および調査）</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>をしたとしても異議ありません。</p> <p>第 9 条（報告および調査）</p> <p>第 8 条（反社会的勢力の排除）</p> <p><u>1.私は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなつた時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者(以下これを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。</u></p> <p><u>(1) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>(2) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>2.私は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約いたします。</u></p> <p><u>(1) 暴力的な要求行為</u></p> <p><u>(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為</u></p> <p><u>(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</u></p> <p><u>(4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて保証会社の信用を毀損し、または保証会社の業務を妨害する行為</u></p> <p><u>(5) その他前各号に準ずる行為</u></p> <p><u>3.私が、暴力団員等もしくは第 1 項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第 1 項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私との取引を継続することが不適切である場合には、保証会社からの請求によって、私は、この契約による債務のほか保証会社に対するいっさいの債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。</u></p>

改 定 前	改 定 後
	<p><u>4.前項の場合において、私が住所変更の届出を怠る、あるいは私が保証会社からの請求を受領しないなど私の責めに帰すべき事由により、請求が延着しまたは到達しなかった場合は、通常到達すべき時に期限の利益が失われたものとしします。</u></p> <p><u>5.第3項の規定により、私に損害が生じた場合にも、保証会社になんらの請求をしません。また、保証会社に損害が生じたときは、私はその責任を負います。</u></p> <p><u>6.第3項の規定により、債務の弁済がなされたときに、本委託約款は失効するものとしします。</u></p>
<p>第<u>9</u>条（公正証書の作成）</p>	<p>第<u>10</u>条（公正証書の作成）</p>
<p>第<u>10</u>条（契約の変更）</p> <p><u>金融情勢の変化、その他相当の事由があるときは、保証会社は私に変更内容を通知することにより契約の内容を変更することができるものとしします。</u></p>	<p>第<u>11</u>条（契約の変更）</p> <p><u>1. 保証会社は、民法の規定に従い本約款の変更をすることができます。</u></p> <p><u>2. 保証会社は前項にもとづき本約款を変更する場合は、変更内容および変更日を銀行または保証会社ホームページへの掲載その他の適切な方法によりお客さまに通知又は公表します。</u></p>
<p>第<u>11</u>条（債権の譲渡）</p>	<p>第<u>12</u>条（債権の譲渡）</p>
<p>第<u>12</u>条（管轄裁判所の合意）</p>	<p>第<u>13</u>条（管轄裁判所の合意）</p>
<p>第<u>13</u>条（信用情報機関の登録）</p>	<p>第<u>14</u>条（信用情報機関の登録）</p>